

会議（打合せ）報告書					
教育長	部長	課長	所長	主任	班
会議(打合せ)の名称又は議題		平成24年度第1回白井市学校給食共同調理場運営委員会			
報告者職氏名		主査補 芳賀 学			
日時	平成25年 2月 7日(木) 14時00分～			場所	白井市保健福祉センター 団体活動室
出席者	奥澤 昌道 委員長		萩倉 純 副委員長		
	池田 潔 委員		八木 美子 委員		
	渡邊 秀子 委員		木下 綾子 委員		
	吉田 文江 委員				
	廣澤 修司 委員				
	鶴賀 隆一 委員				
	米山教育長		芳賀主査補		
	伊藤所長				
<p><b>(会議の概要)</b></p> <p>○教育長のあいさつ</p> <p>本日は、お忙しい中、学校給食共同調理場運営委員会にご出席いただきましてありがとうございます。</p> <p>委員の皆様方には、給食センターの運営に係わる重要な事項について助言を頂くことになっておりますので、様々な角度からのご意見やご要望をいただきたいと思います。</p> <p>震災以来、多くの市民の方々から給食の安全性に危惧が寄せられ、教育委員会では独自の基準を設け、食材の放射性検査を実施したうえで、給食を提供し検出した食材は使用しないこととして、使用を見合わせてきました。</p> <p>マスコミ等で賑わせていた給食アレルギーの子供がアレルギー物質を含んだ食材を食べて亡くなられた問題については、アレルギーに関するセンターの対応を再度慎重にやらなければならないと感じています。</p> <p>また、この件に関するご意見も皆様から頂ければと考えております。</p> <p>報告として、1つ大きな内容ですが、給食センターの移転新築について、昨年の運営委員会でご審議いただき、教育委員会議に諮って、市長トップとする政策会議に運営委員会の答申のとおり移転新築を諮り市の方針が決定しました。</p>					

市の方針が決定したということは、財源等も確保されると考えて頂けます。

また、教育委員会会議でも、同じように新築移転に決定しました。

ただ、新築移転をする場合、PFIや公設民営などの運営方法がありますが、平成25年度予算でどのような手法で運営するのがいいのか、担保されるのか委託をかけて調査いたします。

また、運営委員会で報告させていただきますので、ご審議いただければと思います。

給食センター大きな動きがありますが、委員の皆様のご意見を頂きながら安全安心な給食が提供できるよう努めてまいりたいと思いますのでよろしくお願ひします。

#### ○議題1 平成25年度給食実施予定について

・事務局：189回を予定。内訳として、1学期が67回、2学期が74回、3学期が48回を説明した。

<議題1 全員賛成で了承された。>

#### ○議題2 給食費の徴収状況について

・事務局：学校給食費の徴収状況については、現年度分徴収状況は1月末までの状況であること、平成21年度から平成24年度までの調定額、収入済額、未納額、人数、徴収率を別添資料のとおり説明した。

過年度分についても、調定額、徴収額不納欠損額、未納額、徴収率、平成21年度から平成23年度までは、決算額であることと、平成23年度の不納欠損について別添資料のとおり説明した。

・委員長：給食費ではなく、学校給食食材費としたらいいのではないか、そうすれば子供が食べたものだから払わなければならないのではないか？

徴収率は、国民健康保険と比べれば、95%なのでいい方だと思います。

<議題2 特に意見はなし>

#### ○議題3 給食費の徴収強化について

・事務局：平成23年度の給食費の徴収の流れについて説明。口座引き落としをしておりますが、引き落としできなかった方については、現年度分についてはその年度中であれば引き落としが可能なので、年10回各学校通じて未納のお知らせを、配布している。

過年度分については、電話催告や臨戸徴収を随時行っている。その他に、6月に催告書、8月に支払督促、2月に最後通告を文書にて通知している。

長期に滞納しているものについては、PTAや学校の三者面談等を通じて、給食費の納入について働きかけをお願いしている。

また、生活が困窮している世帯については、学校、福祉関連部署、学校教育課などと連携し要保護、準要保護制度の説明を行っている。

23年度から保護者の同意を得まして、子ども手当支給対象者の方で過年度分を6か月以

上滞納した者について子ども手当から給食費の過年度分に充当しています。

別紙資料により、子ども手当からの充当額を説明した。

支払いの意思を見せない者で長期に11ヶ月以上滞納し、電話や文書による督促や催告に応じない過年度分の滞納者については、法的措置として民事訴訟法に基づいて、滞納者の住所地の簡易裁判所に支払督促の通知を実施している。平成23年度は4件実施している。

別添資料のとおり説明した。

- ・ **委員長**：時効は2年ですよ？
- ・ **事務局**：監査委員からの文書により本人が払わないという意思表示を見せない限り、不納欠損で落とすことができなくなったため2年の時効は撤廃されました。
- ・ **委員**：本人が払わないという意思表示をした場合はどうなるのですか？
- ・ **事務局**：民法上の時効が成立して、支払わなくてよいことになります。
- ・ **委員**：本人が払わないという意思表示がないと、時効は成立せず続くんですよ？
- ・ **事務局**：そうです。不納欠損はできず残ってしまいます。
- ・ **委員**：市内の金融機関にお願いをしているが、給料の口座は都市銀行が多いので口座を統一してはどうか？

また、クレジットカードで使用している口座などは一度滞納してしまうと大変なことになってしまうので、そういうものも今後利用していくことを考えていかなければ、ますます滞納者が増えてくると思います。

マンションの管理組合費などもそうですが、1回たまってしまうと支払うのが大変になってきます。

・ **事務局**：都市銀行というのかなりの数になってくると思います。そうすると、事務処理上煩雑になってくると思います。

また、たくさんある都市銀行と契約していくことは、難しいと思います。

普段使っている口座に統一するとなると、データの受け渡しに使っているFDの取り扱いがシステム上（FDの郵送など）問題になってくるので、口座の一致は難しいと考えている。ただ、支店の指定はシステム上の口座登録の問題なので、今後検討していきたい。

なお、徴収については給食センターと教育委員会と連携して徴収している。

・ **委員**：滞納があるのは驚いている。前回と滞納が改善されていない。子ども手当から充当しているのは良い。三者面談の時に働きかけているのは、とてもいい圧力になる担任の先生から直接言われるのは、プライドが傷つくのですごく有効であると思うのですが、それでもなお滞納者が多いというのは、個人名を出すのはいけないが、この学校では何世帯何名の滞納者がいるというような報告をすればよいのではないかと？

・ **委員長**：学校の通知は、子どもにはわからないようになっているんですよ？

・事務局：お子さんを通じて、内容がわからないように封書にして保護者に渡るようにしています。

・委員：こういうような人がいますというようなお知らせではできないものではないでしょうか？

・委員：学校では絶対に中が見えないように子供に配付しているが、子どもはわかるのですよ。センターから届くと、全部確認しているんですが外の学校費なども滞ったりしているのではなかなか難しい。

・委員：滞っている親に限って個人情報はどうのこうのと言ってくる。払う気がないから初めからそのような調子でいる。

・委員：滞納して支払督促して転出してしまった子は、居住している様子はあるのか？

・事務局：探偵業ではないので、そこまで管理することはできず、住民票を交付してもらうのでも文書を作成してもらわなければならない状況で、調べられることは限られている。学校に行っているかというのは調べることはできません。

・委員：平成21年度から平成24年度までの未納者の人数は増えていますが、世帯数も増えていきますか？

・事務局：世帯数も増えていますが、からくりを説明しますと1月末現在のうっかり入金忘れが210名いますので、この分を引くと230名くらいなので例年120名くらいなので落ち着くと思います。世帯数も増えていきます。子どもの数も増えていきます。

・委員：210名のうっかり入金忘れがありますが、普段使わない口座に入金するというのは大変である。

先ほど意見のあったように給料の口座から、引き落としができるようになれば、そういったことが防げるのではないかと思います。

・事務局：事務手数料を払って口座引き落としをしているので、銀行が100とか200になった場合、手数料でペイできるのかの問題もあります。

<議題3 全員賛成で了承された。>

#### ○議題4 共同調理場の移転建替について

・事務局：昨年の運営委員会において移転新築を推薦頂きました。また、市役所の職員による検討委員会を立ち上げ検討してまいりました。

さらに、市の政策会議や教育委員会会議などで検討した結果、移転新築を決定しました。

理由については、別添資料のとおり説明。

<議題4は、全員了承された。>

・委員長 移転新築の結論が出て任期満了によりまして、委員を辞任させていただきます。○閉 会